

警告	備考
三 次況にあると認められること。	三 覆修科目の授業への出席率が五割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。
四 次項に定める警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること。	四 次項に定める警告の区分に該当するものと認められること。
一 基準に該当するものを除く。)	一 修得した単位数の合計数が標準単位数の六割以下であること。(前項第一号に掲げる基準に該当するものを除く。)
二 G.P.A等が学部等における下位四分の一の範囲に属すること。	二 G.P.A等が学部等における下位四分の一の範囲に属すること。
三 履修科目的授業への出席率が八割以下であること他の学修意欲が低い状況にあると認められること。(前項第三号に掲げる基準に該当するものを除く。)	三 履修科目的授業への出席率が八割以下であること他の学修意欲が低い状況にあると認められること。(前項第三号に掲げる基準に該当するものを除く。)
一 位数(単位制によるらない専門学校)にあつては、単位時間数を修業年限の年数で除した数休学期間が含まれるときは、当該休学期間(当該休学期間が一年未満の場合にあつては、その月数)を控除する。(単位時間数を単位時間数で除した数とすると、これを「単位時間数」とする。)を切り上げるものとする。)	一 この表における「標準単位数」とは、卒業又は修了の要件として確認大学等が定める単位時間数を修業年限の年数で除した数休学期間が含まれるときは、当該休学期間(当該休学期間が一年未満の場合にあつては、その月数)を控除する。
二 この表における「学部等」とは、学部・学科又はこれらに準ずるものであつて、学生等が認める組織等をいう。	二 この表における「学部等」とは、単位時間数を単位時間数で除した数とすると、これを「単位時間数」とする。
三 給付奨学生の学修意欲の状況については、履修科目的授業への出席率、授業時間外の学修の状況、授業において作成を求められる論文、報告書等の提出状況等を勘案して、確認大学等が判定するものとする。	三 給付奨学生の学修意欲の状況については、履修科目的授業への出席率、授業時間外の学修の状況、授業において作成を求められる論文、報告書等の提出状況等を勘案して、確認大学等が判定するものとする。